

生駒市介護保険運営協議会予防部会設置要綱

(設置)

第1条 生駒市介護保険条例（以下「条例」という。）第23条に基づき、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に予防部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、協議会の決定に基づき、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 要支援者の訪問介護及び通所介護について、地域支援事業の新しい総合事業（平成24年の介護保険法改正による新しい総合事業をいう。）への移行に関する事。
- (2) その他必要な事業に関する事。

(部会の構成)

第3条 部会は、生駒市介護保険運営協議会委員のうちから会長が指名する6人以内の委員をもって構成する。

(部会の会議)

第4条 部会の会議は、部会長（条例第23条第3項の「部会長」をいう。）が招集し、部会長は、その議長となる。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(協議会への報告)

第5条 部会の決定事項及び審議事項について、協議会から報告要請があった場合又は、部会長が報告の必要があると判断した場合は、速やかに協議会へ報告を行わなければならない。

(協議会との連携)

第6条 部会は、協議会の審議内容と連携をとり、計画の整合性を図るものとする。

(会議の公開)

第7条 部会の会議は公開とする。ただし、部会の決議があったときは、非公開とすることができる

(会議の傍聴)

第8条 前条の規定により部会の会議を傍聴しようとする者は、会議の当日に会場の受付に申し出るものとする。

2 部会長は、部会の運営に支障があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

3 傍聴に際しては、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

(部会の解散)

第9条 部会は、計画が市長へ答申された場合又は、協議会が解散を決定した場合は、解散し、部会の委員も終了する。

(庶務)

第10条 部会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は平成26年6月5日から施行する。